

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
スバル興業株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目5番2号

2 指名停止措置期間

令和8年5月19日から令和8年7月18日まで

3 指名停止措置の範囲

官庁営繕部の発注する工事

4 事実概要

スバル興業株式会社は、公正取引委員会により、令和8年4月22日、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務の入札において、事前に受注予定者を決めるなど談合を繰り返したとして、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた違反事業者として公表された。

5 指名停止措置理由

上記4は、「官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年4月1日付建設省営管第124号）別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当すると認められる。

<官庁営繕部所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領>

別表第2第5号

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 5 指定区域*内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。 ※指定区域：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県・茨城県・栃木県・群馬県をいう。	当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内